明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法関係手数料規則の一部を改正する省令（国土交通八七）　一
〔告　示〕
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務三〇三）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　三
会社その他
会社決算公告　吾

省令

○国土交通省令第八十七号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十七号）の施行に伴い、並びに航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）第九条第一号ロ(2)(i)並びにハ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)、ロ(1)並びに(2)(i)及び(ii)並びにハ(1)(i)並びに(2)(i)及び(ii)、第十一条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第十二条第一号イ及び第二号イ、第十三条第一項第一号イ及びハ並びに第二号ハ、第十六条第一項第一号イ(2)及びロ(2)、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号イ(2)及びロ(2)並びに第十七条の規定に基づき、航空法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫